**地域資源の適切な保全管理のための　推進活動（地域資源保全管理構想）の手引き**



**地域資源の適切な保全管理のための推進活動とは？**

それぞれの**地域の農用地や水路、農道等の地域資源**と、それを**守っている人々や団体の現状・課題を検討**するとともに、**どのように引き継いでいけばいいのか**を、**令和10年～令和15年頃（**令和5年度の構想策定年度から5年～10年先**）の状況を想定して**、各活動組織で**話し合います。**

そして、**今後の取り組むべき活動や方策を、活動期間中**（第3期：令和元年度から令和5年度）**に『地域資源保全管理構想』としてとりまとめていただく活動**です。

**構想の内容**（検討していただく内容）は、**第2期**（平成24年度～平成30年度）**と同じ内容です**ので、平成30年度末にご提出いただいた構想をたたき台にして話し合っていただくことも可能です。

**第3期のスケジュールは次のとおりです。**

令和 元年度…意見交換会等の実施

令和2年度…意見交換会等の実施

令和3年度…『地域資源保全管理構想（案）』の提出（役員会等の協議結果でも可）

令和4年度…意見交換会等の実施

令和5年度…『地域資源保全管理構想』の提出（総会にかけ議決の上提出）

**令和 ２年１２月**

**近江八幡市農村整備課**

**近江八幡市農村まるごと広域協議会**

**１．地域資源の適切な保全管理のための推進活動の詳細**

過疎化・高齢化・人口減少が進む農村地域では、地域ぐるみの共同活動の実施が困難となってきています。

また、今後、構造政策の推進により担い手への農地集積が拡大すると、さらに共同活動が困難となり、農地や水路、農道などの地域資源の維持管理の担い手への負担が増加します。

このため、担い手を中心とした地域内の役割分担・協力体制を明確にして、水路・農道等の管理を地域で支える体制の構築や、将来にわたって持続可能な保全管理体制に向けた地域外の人材の確保や連携の取組等を検討するものです。

担い手農家への農地集積や過疎化・高齢化等の農村地域の構造変化に対応するため、

↓

地域での話し合いにより

↓→農用地、水路等の地域資源を適切に保全管理するための目標を定めます。

↓　その目標に即した毎年の草刈り、泥上げや水路農道等の補修を実施しながら

↓　将来にわたる地域資源の保全管理に関する構想（地域資源保全管理構想）を策定するものです。

↓

これは、「今年の草刈りや泥上げ等の共同作業はいつにしようか？」等の目先の予定を話し合うことではなく、５年、１０年先（令和10年～令和15年頃）の集落の農地や農業、農業者の状況など将来像を思い描きながら、

　↓

　農地や水路、農道などの地域資源の管理方法をみなさんで話し合っていただき、

　↓

　その結果を「地域資源保全管理構想」として集落でとりまとめよう　　　というものです。

**２．推進活動の流れ**

**広域へ提出**

**令和５年度　　　地域資源保全管理構想の議決策定**

**令和３年度　　　地域資源保全管理構想（案）の作成**

推進活動の実践

⑰検討会

または

⑳意見交換会

保全管理の内容や方向の設定

農村の構造変化に対応した保全管理の設定

**3．スケジュール**

①第3期（令和元年度から令和5年度）が協議・検討・作成期間です。

②スケジュール

令和元年度：意見交換会等で話し合います。

令和2年度：意見交換会等で話し合います。

令和３年度：役員等での協議・検討により「地域資源保全管理構想（案）」を提出していただきます。

（中間年度になるため市が活動の達成状況等を点検・評価します。）

令和4年度：意見交換会等で話し合います。

令和5年度：最終年度には、「地域資源保全管理構想（案）」を総会にかけていただき、集落住民の総意として、（案）を取って「地域資源保全管理構想」として提出していただきます。

**4．「地域資源保全管理構想」策定に向けた組織での話し合いの進め方**

**【資料の作成・準備】**

○活動計画に位置付けている保全管理目標と推進活動の内容や『地域資源保全管理構想』のひな形を資料として整備し、配布・周知します。

○活動区域図、保全対象施設の位置図や一覧表を準備しておくと、話し合いの際に説明が容易となります。今まで検討会や意向調査等の実施している場合はその資料も準備します。

○「人・農地プラン」や市町が定めるビジョン等の抜粋があると、方向性の決定の際に参考となります。

**【話し合いの場の設定】**

○入り作農家を含めた農業者および土地持ち非農家を中心とした検討会や意見交換会を開催します。

○検討会等には、役員だけでなく地域住民や女性、若手等の参加を求めることが重要です。

○できるだけ多くの方が出席できる日付や時間帯を考慮して、開催日を設定します。

○検討会等では、あらかじめ司会進行役と発言要旨を記録する担当者を決めておきます。

○開催にあたっては、新型コロナウィルス感染症拡大防止対策を講じ、３密を回避できるよう配慮します。

**【議論・課題の抽出】**

○準備した資料を活用し、地域資源の保全管理を取り巻く状況や、これまでに行った意向調査、実践活動の結果等をふまえ、地域における共同活動でどのような課題（保全する施設の状態、実践活動の体制、活動内容、組織の年齢構成など）があるのかを参加者から発言してもらいます。

○次に、『地域資源保全管理構想』のひな形等をもとにして、構想策定後５年～１０年程度先の各組織（集落の）の状況（令和10年～令和15年頃の姿）を想定して、その時期の状況や課題について、議論します。

○話し合いの結果は議事録等として整理し、欠席者を含めて構成員全員に周知します。

**【課題解決に向けて取り組むべき活動・方策の検討】　【活動の実践】**

○課題の解決に向けて取り組むべき活動・方策について検討します。

○検討の方向性を決める参考とするため、必要に応じて、農業者や地域住民を対象とした意向調査等を実施することが効果的です。

○検討結果に基づき、必要な推進活動（検討会、意見交換、ワークショップ等）を実践します。

○取り組むべき活動・方策が決定したら、『地域資源保全管理構想（案）』を取りまとめます。

○**３年目（令和３年度）**には、『**地域資源保全管理構想（案）**』を広域事務局へ提出していただきます。（この段階では、総会にかけていただかなくても、役員会等での協議結果として提出していただくことが可能です。）

○広域事務局は内容を確認の上、「広域協議会地域資源保全管理構想（案）」を添付し、市へ提出いたします。市は、推進活動の達成状況等の点検・評価行います。

○点検・評価の結果をふまえ、必要に応じて、追加調査等を行い、内容の見直しや充実を図ります。

○原則、**５年目の活動期間終了年度（令和5年度）**に、令和5年度開催の各組織の総会で**議案として議決（構成員全員の合意を得る）の上**、「**地域資源保全管理構想**」（別記様式１－４）を広域事務局へ提出していただきます。

○広域事務局は内容を確認の上、広域協議会地域資源保全管理構想を添付し、市へ提出いたします。

**（別記１－４様式）**

**地域資源保全管理構想　記入要領**

**八幡まるごと保全隊　地域資源保全管理構想**

**（平成〇〇年〇月作成）**

**１．地域で保全管理していく農用地及び施設**

**（１）農用地**

**田　　　　　１，３５６ａ(アール)**

**畑　　　　　　　１５０ａ(アール)**

**草地　　　　　　　３０ａ(アール)**

**遊休農用地　　　　　　ａ(アール)**

○多面的機能支払に係る活動計画書（1号事業様式）に記載している「対象農用地面積」を記入してください。

○不用な項目（地目）は、削除して下さい。

（**２）水路、農道、ため池**

**水路(開水路)　　　　４．８７５km**

**水路(パイプライン)　２．３５６km**

**農道　　　　　　　　３．４６０km**

**ため池　　　　　　　　　　３ヶ所**

○農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書（様式第１－３号）に記載している「農業用施設」の延長、箇所数を記入して下さい。

○不用な項目（施設）は、削除して下さい。

**（３）その他施設等**

記入例）

鳥獣害防止柵　　　　２．５６０km

防風林　　　　　　　１．５４０km

揚水ポンプ　　　　　　　　　２台

など

○上記（２）に記載以外に保全管理する施設があれば記入して下さい。

○今後新たに保全管理の対象とする予定の施設があれば記入して下さい。

○無ければ、削除してください。（「（3）その他施設等」を削除）

**２．地域の共同活動で行う保全管理活動**

**（１）農用地について行う活動**

記入例）

・遊休農用地の発生状況や農用地の畦畔・法面の点検および診断を毎年○月、△月に実施し、その結果に基づき遊休農用地の保全管理や畦畔の再構築、法面の初期補修、暗渠排水の清掃等を実施する。

・畦畔・農用地法面の草刈を年３回、６月、９月、・・・に実施する。

（**２）水路、農道、ため池について行う活動**

○多面的機能支払に係る活動計画書（1号事業様式）の３．活動の計画に記載した農用地に関する「点検」・「機能診断」・「実践活動」を記入して下さい。

○地域の実情にあわせ農用地に関する保全管理活動の内容を具体的に記入して下さい。

記入例）

「水路」：毎年４月と９月に対象路線全線を点検し、必要に応じて補修を実施する。

「農道」：毎年４月と９月に対象路線全線を点検し、必要に応じて補修を実施する。

「ため池」：毎年10月に提体および構造物等を点検し、必要に応じて補修を実施する。

○多面的機能支払に係る活動計画書（1号事業様式）の３．活動の計画に記載した水路・農道・ため池に関する「点検」・「機能診断」・「実践活動」を記入して下さい。

○水路、農道、ため池の各々記載してください

○地域の実情にあわせ水路、農道、ため池に関する保全管理活動の内容を具体的に記載してください

○不用な項目（施設）は削除してください

**（３）その他施設について行う活動**

記入例）

「鳥獣害防止柵」：毎年４月と９月に対象路線全線を点検し、必要に応じて補修を実施する。

「防風林」：毎年10月に倒木がないか点検し、必要に応じて抜根、枝打ち、補植を実施する。

「揚水ポンプ」：毎年２月に試運転を行い、保守点検を実施する。

○上記１（３）で施設を記入した場合は、施設別に、具体的に保全管理方法を記載してください。

○不用な項目（施設）は、削除して下さい。

○施設が無ければ、削除してください。（「（3）その他施設について行う活動」を削除）

**３．地域の共同活動の実施体制**

**（１）組織の構成員、意思決定方法**

**①組織の構成員**

別添の構成員一覧表のとおり

「構成員一覧（規約別紙）」または「参加同意書（写し）」を添付して下さい。

**②意思決定方法**

記入例）

毎年、３月に役員会（代表、副代表、書記、会計で組織）で活動（案）を作成し、４月の総会で構成員の同意を得る。

毎年、１月に役員会と構成員（構成団体）とで個別に話し合いを行い、意見をとりまとめたうえで、４月の総会に諮り、その年の活動内容を決定する。

みなさんの地域（活動組織）で決めている方法を具体的に記載してください。

（**２）構成員の役割分担**

　　① 農用地について行う活動

**■**集落営農組織

**■**担い手農家

　　　　□土地持ち非農家

**■**自作小規模農家

**■**非農家（一般住民）

　　② 水路、農道、ため池について行う活動

　　【水路　開水路】

○該当するところを■に（□→■に）してください。（複数選択可）

○不用な項目（施設）は、削除して下さい。

○その他を選択した（■を入れた）場合は、（ ）内に具体的に記載して下さい。

**■**集落営農組織

**■**担い手農家

　　　　□土地持ち非農家

**■**自作小規模農家

**■**非農家（一般住民）

　　【水路　パイプライン】

**■**集落営農組織

**■**担い手農家

　　　　□土地持ち非農家

**■**自作小規模農家

**■**非農家（一般住民）

【農道】

**■**集落営農組織

**■**担い手農家

　　　　□土地持ち非農家

**■**自作小規模農家

**■**非農家（一般住民）

【ため池】

**■**集落営農組織

**■**担い手農家

　　　　□土地持ち非農家

**■**自作小規模農家

**■**非農家（一般住民）

③ その他施設について行う活動

ａ鳥獣害防止柵

□集落営農組織

前記１（３）で施設を記入しなかった場合（その他の施設がない場合）は削除してください。　（「③その他施設について行う活動」を削除）

□担い手農家

　　　　□土地持ち非農家

　　　　□自作小規模農家

　　　　□非農家（一般住民）

　　　　□その他（　　　　）

ｂ防風林

□集落営農組織

□担い手農家

　　　　□土地持ち非農家

　　　　□自作小規模農家

　　　　□非農家（一般住民）

　　　　□その他（　　　　）

ｃ揚水ポンプ

□集落営農組織

□担い手農家

　　　　□土地持ち非農家

　　　　□自作小規模農家

　　　　□非農家（一般住民）

　　　　□その他（　　　　）

**４．地域農業の担い手の育成・確保**

○人・農地プランを作成している場合、していない場合、既存集落営農組織がある場合等、下記具体的記入例を参考にして、担い手農家、農地集積の現状および目標を記載します。

○選択した項目以外は削除します。

**（１）担い手農家の育成・確保**

【既に人・農地プランを作成している場合】は①を選択し、「人・農地プラン（写し）」を添付します。

＜具体的記入例＞

【既に人・農地プランを作成されている場合】

1. 別添　平成○○年○○月作成の「人・農地プラン」のとおり。

※「人・農地プラン」の写しを添付。

【人・農地プランを作成されていない場合】は下記の中から該当する項目を選択します。

令和５年度までに「人・農地プランを作成する場合」は②を選択します。

【人・農地プランを作成されていない場合】

1. 地域で「人・農地プラン」を作成することで、地域の担い手となる中心経営体を定める。

集落営農組織がある場合にこの③④⑤の中から当てはまる項目を選択します。

　　＜既存集落営農組織がある場合＞

1. 既存集落営農組織に地域の小規模農家、兼業農家全てが集落営農組織（○○営農組合）に参画することで組織を強化する。
2. 現状の課題（役員の高齢化、固定化による営農組合の後継者不足、設立時の目的意識の希薄化、経営意欲の低下等）の改善を図るため、法人化による経営意識の向上、地域の若者や女性の参画による円滑な世代交代の仕組みづくりにより、組織を強化する。
3. 近隣の集落営農組織との連携により組織の強化を図る。

地域に個別経営の担い手のみが存在する場合に⑥を選択します。

　　＜地域に個別経営の担い手（中心経営体）が存在する場合＞

1. 担い手の効率的な営農のため、活動組織は農地の利用調整（集積・集約）と施設（用排水路、農路）の保全管理に協力する。

地域に集落営農組織も担い手も存在する場合に⑦を選択します。

　　＜地域に集落営農組織も担い手（中心経営体）も存在する場合＞

1. 集落営農組織と個別経営の担い手間の農地の利用調整（集積・集約）や相互の作業受委託により、効率的な営農の展開による地域の担い手の強化を図る。

地域に集落営農組織や担い手の確保が困難な場合に⑧を選択します。

　　＜地域に集落営農組織および担い手（中心経営体）も確保することが困難な場合＞

1. 集落外部の担い手（近隣の集落営農組合、個別経営の担い手、農業サービス事業体（ＪＡなど）に水田基幹作業をまとめて委託し、日常管理作業を委託集落側が行い、活動組織は、施設（用排水路、農路）の保全管理に協力する。

**（２）農地の利用集積**

【既に人・農地プランを作成されている場合】に①を選択します。

＜具体的記入例＞

【既に人・農地プランを作成されている場合】

1. 別添　平成○○年○○月作成の「人・農地プラン」のとおり。

※「人・農地プラン」の写しを添付。

【人・農地プランを作成されていない場合】は下記の中から該当する項目を選択します。

令和５年度までに「人・農地プランを作成する場合」は②を選択します。

　【人・農地プランを作成されていない場合】

1. 地域で「人・農地プラン」を作成することにより、地域の農地利用のあり方や農地の利用集積方針を定める。

集落営農組織がある場合に③か④を選択します。

　　＜既存集落営農組織がある場合＞

1. 既存集落営農組織に地域の小規模農家、兼業農家全てが集落営農組織（○○営農組合）に利用集積することで利用調整（集積・集約）する。
2. 近隣の集落営農組織との連携により広域での利用調整（集積・集約）を図る。

地域に個別経営の担い手のみが存在する場合に⑤を選択します。

　　＜地域に担い手（中心経営体）が存在する場合＞

1. 個別経営の担い手への農地の利用調整（集積・集約）を図る。

地域に集落営農組織も担い手も存在する場合に⑥を選択します。

　　＜地域に集落営農組織も担い手（中心経営体）も存在する場合＞

1. 集落営農組織と個別経営の担い手間の農地の利用調整（集積・集約）を図る。

地域に集落営農組織や担い手の確保が困難な場合に⑦を選択します。

　　＜地域に集落営農組織も担い手（中心経営体）も確保が困難な場合＞

1. 集落外部の担い手（近隣の集落営農組合、個別経営の担い手、農業サービス事業体（ＪＡ等）へ農地の利用調整（集積・集約）を図る。

**５．適切な保全管理に向けて取り組む活動・方策**

○構想作成後５年程度を見通し、今後の課題、目指すべき姿、そのために取り組む活動・方策について、方策例（１）～（５）の５例とその中の各具体的な活動記入例を参考に、地域の状況を勘案して作成して下さい。

＜方策例＞

**（１）組織体制の強化や活動の拡大を図るための広域組織化やＮＰＯ法人化**

＜農業生産体制の整備強化と併せて組織体制の強化を図る方策の具体的な活動記入例＞

集落営農組織がある場合にこの①～④の中から当てはまる項目を選択します。

【既に集落営農組織がある場合】

1. 地域の小規模農家、兼業農家全てが集落営農組織（○○営農組合）に参画することで地域の（集落単位の）農業生産体制を整備強化し、集落営農組織との協力と役割分担により、集落ぐるみの保全管理体制の強化を図る。
2. 近隣集落の集落営農組織との連携により、地域の農業生産体制を整備強化し、集落営農組織との協力と役割分担により、集落ぐるみの保全管理体制の強化を図る。

（近隣○○集落の○○営農組合との連携）

1. 近隣集落の集落営農組織との連携により地域の農業生産体制を整備強化し、併せて活動組織も近隣集落と連携（合併）することで集落営農組織との協力と役割分担により、保全管理体制の強化を図る。

（近隣○○集落の○○営農組合と連携、○○活動組織と連携（合併））

1. 地域外（集落外）の農業生産法人や担い手（認定農業者）と連携により、地域の農業生産体制を整備強化し、集落営農組織、農業生産法人あるいは担い手との協力と役割分担により保全管理体制の強化を図る。

（○○生産法人、担い手○○○○氏との連携）

地域に個別経営の担い手のみが存在する場合に⑤か⑥を選択します。

【地域に担い手（中心経営体）が存在する場合】

1. 担い手（中心経営体）との協力・役割分担により保全管理を図る。

（○○生産法人、担い手○○○○氏との連携）

1. 担い手（中心経営体）に更なる農地集積・集約を進め、地域の農業生産体制を整備強化し、担い手との協力・役割分担により保全管理を図る。

（○○生産法人、担い手○○○○氏との連携）

地域に集落営農組織も担い手も存在する場合に⑦を選択します。

【地域に集落営農組織も担い手（中心経営体）も存在する場合】

1. 農地中間管理事業を活用し農地の集約を進め、地域の農業生産体制の整備強化と集落営農組織、担い手との協力と役割分担により保全管理体制の強化を図る。

地域に集落営農組織や担い手の確保が困難な場合に⑧を選択します。

【地域に集落営農組織も担い手（中心経営体）も確保が困難な場合】

1. 地域の小規模農家、兼業農家全てが参画する集落営農組織を設立し、地域の（集落単位の）農業生産体制を整備強化し、集落営農組織との協力と役割分担により、集落ぐるみの保全管理体制の強化を図る。

1. 「人・農地プラン」を策定し、今後の地域の中心となる担い手（中心経営体）との協力・役割分担により保全管理の強化を図る。
2. 地域外（集落外）の農業生産法人や担い手（認定農業者）へ農地集積を図り、地域外の経営体との協力・役割分担により保全管理の強化を図る。

（○○生産法人、担い手○○○○氏との連携）

広域組織の連携やＮＰＯ法人化を図る場合に①か②を選択します。

＜広域組織の連携やＮＰＯ法人化により強化を図る方策の具体的な活動記入例＞

1. 広域組織内の活動組織や近隣集落と連携し、保全管理体制の強化を図る。

近江八幡市農村まるごと広域協議会内の参加組織や隣接する集落との連携や役割分担によりの範囲保全管理体制の強化を図る。

1. 活動組織のＮＰＯ法人化

活動組織の広域化に伴い、ＮＰＯ法人化とすることで、保全管理体制の強化を図る。

農地や施設、地域環境を保全するための農地周辺部の活動拡大や遊休農地の有効利用をする場合に選択して下さい。

＜方策例＞

**（２）農地や施設、地域環境の保全のための農地周辺部の活動拡大や遊休農地の有効利用**

＜農地周辺部の活動拡大の具体的な活動記入例＞

農地周辺部の林地等の整備保全を別事業（○○○○事業）により実施し、地域環境の保全にあわせ獣害対策の一環とする事で、農用地および施設の保全を図る。

＜具体的な活動記入例＞

○遊休農地の有効利用

① ○○○の栽培により遊休農地を活用し、農地や地域環境の保全を図る。

1. ○○○の栽培により遊休農地を活用し、農地や地域環境の保全を図り、あわせて地域の特産品として出荷することにより農業生産体制の強化を図る。

地域を守る取組の魅力を情報発信する活動、活動への新たな参画者を募る活動をする場合に選択して下さい。

＜方策例＞

**（３）地域を守る取組の魅力を情報発信する活動、活動への新たな参画者を募る活動**

＜具体的な活動記入例＞

1. 活動組織ホームページを活用し、取組内容の紹介や地域の魅力を発信し、外部の活動参画者を募集することで、保全管理活動の継続および強化を図る。
2. 地域内の一般住民に対して、保全管理活動が地域を守る活動であることを広報紙やホームページ等で発信することで、これまで活動に参加されていない人々の参加を促し、保全管理活動の継続や強化を図る。

地域の景観・環境の維持等、地域資源の魅力を高め、関心を高める活動をする場合に選択して下さい。

＜方策例＞

**（４）地域の景観・環境の維持等、地域資源の魅力を高め、関心を高める活動**

＜具体的な活動記入例＞

地域の景観・環境を維持することで、地域外の人々やこれまで活動に参加されていない人々の参加を促し、保全管理活動の継続および強化を図る。

保全管理の省力化のための簡易な基盤整備や機械化、保全管理に必要な施設整備をする場合に選択して下さい。

＜方策例＞

**（５）保全管理の省力化のための簡易な基盤整備や機械化、保全管理に必要な施設整備**

＜具体的な活動記入例＞

畦畔除去による区画拡大により、農用地の条件を向上することで、担い手への農地集積を進め、地域の農業生産体制を整備強化と役割分担により、集落ぐるみの保全管理体制の強化を図る。

（別記１－４様式）

**地域資源保全管理構想　記入例**

八幡まるごと保全隊　地域資源保全管理構想（案）

（令和○年３月作成）

１．地域で保全管理していく農用地及び施設

（１）農用地

　　　　田　　　　　　　　３，０００ａ

　　　　畑　　　　　　　　　　　１０ａ

（２）水路、農道、ため池

　　　　水路(開水路)　　　　　５．０km

　　　　水路(パイプライン)　　５．０km

　　　　農道　　　　　　　　１０．０km

（３）その他施設等

なし

２．地域の共同活動で行う保全管理活動

（１）農用地について行う活動

　　　　遊休農用地の発生状況や農用地の畦畔や法面の点検、診断を毎年４月に実施し、その結果に基づき遊休農用地の保全管理や畦畔の再構築、法面の初期補修、暗渠排水の清掃等を実施する。

　　　　畦畔・農用地法面の草刈を年１回行う。

（２）水路、農道について行う活動

　　　・水路

点検、診断を毎年４月に実施し、その結果に基づき、初期補修、清掃、草刈、泥上げ等を年１回程度実施する。

・農道

点検、診断を毎年４月に実施し、その結果に基づき、初期補修、清掃、草刈、等を年１回程度実施する。

（３）その他施設について行う活動

施設なし

３．地域の共同活動の実施体制

（１）組織の構成員、意思決定方法

　　①組織の構成員

別添構成員一覧のとおり

　　②意思決定方法

　　　毎年、４月に役員会（代表、副代表、書記、会計で組織）で活動（案）を作成し、５月の総会で構成員の了解を得る。

（２）構成員の役割分担

　　① 農用地について行う活動

**■**集落営農組織

**■**自作小規模農家

**■**非農家（一般住民）

　　② 水路、農道、ため池について行う活動

　　【水路　開水路】

**■**集落営農組織

**■**自作小規模農家

**■**非農家（一般住民）

　　【水路　パイプライン】

**■**集落営農組織

**■**自作小規模農家

**■**非農家（一般住民）

【農道】

**■**集落営農組織

**■**自作小規模農家

**■**非農家（一般住民）

　　③ その他施設について行う活動

施設なし

４．地域農業の担い手の育成・確保

（１）担い手農家の育成・確保

地域で「人・農地プラン」を作成することで、地域の担い手となる中心経営体を定める。

現状の課題（役員の高齢化、固定化による営農組合の後継者不足、設立時の目的意識の希薄化、経営意欲の低下等）の改善を図るため、法人化による経営意識の向上、地域の若者や女性の参画による円滑な世代交代の仕組みづくりにより、組織を強化する。

（２）農地の利用集積

地域で「人・農地プラン」を作成することで、地域の農地利用のあり方や農地の利用集積方針を定める。

既存集落営農組織に地域の小規模農家、兼業農家全てが集落営農組織（○○営農組合）に利用集積することで利用調整（集積・集約）する。

５．適切な保全管理に向けて取り組む活動・方策

（１）組織体制の強化や活動の拡大を図るための広域組織化やＮＰＯ法人化

地域の小規模農家、兼業農家全てが集落営農組織（○○営農組合）に参画することで地域の（集落単位の）農業生産体制を整備強化し、集落営農組織との協力と役割分担により、集落ぐるみの保全管理体制の強化を図る。

　（２）地域の景観・環境の維持等、地域資源の魅力を高め、関心を高める活動

地域の景観・環境を維持することで、地域の魅力として情報発信することで地域外の人々や、の関心を高めこれまで活動に参加されていない人々の参加を促し、保全管理活動の継続や強化を図る。



**八幡まるごと保全隊**

別添　平成○○年○○月作成の「人・農地プラン」の添付を選択された組織は、

「人・農地プラン」を添付します。